

農業者年金に加入しませんか

あなたの老後生活への備えは十分ですか？年金は1人ひとりについて準備することが大切です。老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**がおすすめです！

農業者年金は以下の要件を満たせば誰でも加入できます。

- ・年間60日以上農業に従事する
- ・国民年金第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)
- ・20歳以上60歳未満



なお、以下の方は国から保険料補助を受けることができます。

① 認定農業者の場合

青色申告をしている認定農業者で、60歳までに20年の加入が見込まれる人

農業経営を後継者などに譲ることで保険料の国庫補助分も受給できます。

② 認定農業者の奥さんの場合

青色申告をする認定農業者である経営主と家族経営協定を締結して経営に参画し、60歳までに20年の加入が見込める人

家族経営協定を破棄することで、保険料の国庫補助分を受給できます。

③ 認定農業者の後継者の場合

青色申告をする認定農業者である経営主と家族経営協定を締結して経営に参画し、60歳までに20年の加入が見込める人

農業経営を後継者などに譲ることで保険料の国庫補助分も受給できます。

※詳細は、農業委員会(54-2121内線354)・農協(54-3181)にお問い合わせください。

耕作目的の農地の売買・賃貸借について

耕作目的で農地を売買または賃貸する場合、農地法第3条の許可が必要ですが、適用除外の1つに「**利用権設定等促進事業**」(農業経営基盤強化促進法第15条に規定)があります。

- ⇒これは
- ・農業委員会が、市や農協などと協力して農用地の利用関係を調整
 - ・市が関係権利者の同意を得て、農用地利用集積計画を作成
 - ・市が農用地利用集積計画を公告し、貸借や売買が成立
- するものです。



利用権設定等促進事業のメリット

- 農地法の許可が不要で、利用権の設定手続は市が行うので、手続きが容易です。
- 定期の賃貸借であり、その期間が満了すれば賃貸借は自動的に終了し、確実に返還されます。再度、利用権を設定することで、継続して貸すことも可能です。【出し手】
- 農用地利用集積計画によって農振農用地区域内の農地を譲渡した場合は、譲渡所得について特別控除があります【出し手】
- 経営規模の拡大を図ることができ、賃貸借期間が明確なため、安定的な営農計画が立てられます。【受け手】
- 農用地を買った場合、不動産取得税、登録免許税が軽減されます。【受け手】